

平成30年3月1日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成30年3月1日(木) 10時00分開会
13時34分散会

2. 場 所 第2委員会室

3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、中面幸人委員、
濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
山田勝委員、野畑直委員

4. 事務局職員 議事係主査 大漣 昭裕

5. 説明員

- ・ 税務課
課長 川畑 宏之 君 課長補佐 垂 義継 君
係長 新町 博行 君
- ・ 福祉課
課長 山元 正彦 君 課長補佐 山下 理恵 君
係長 勢屋 伸一
- ・ 健康増進課
課長 児玉 秀則 君 係長 大田 省吾 君
- ・ 介護長寿課
課長 中野 貴文 君 課長補佐 藺畑 雄二 君
係長 鳥羽瀬 やす子 君
- ・ 水道課
課長 中野 正市 君 課長補佐 福永 典明 君
課長補佐 濱崎 久朗 君 係長 田原 勝矢 君

6. 会議に付した事件

- ・ 議案第12号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第14号 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第15号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第16号 阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第17号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第18号 阿久根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- ・ 議案第19号 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条

- 例の制定について
- ・ 議案第 20 号 阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 22 号 阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 所管事務調査

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

平成30年2月26日の本会議で本委員会に付託された案件は、議案第12号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、阿久根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、議案第19号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての9件であります。

なお本日の日程については、お手元に配付してあります日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願ひします。

それでは、執行部の出席をお願いします。

(福祉課入室)

◎議案第12号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第12号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山元福祉課長

議案第12号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は9ページ、条例議案等参考は7ページをお開きください。この条例は、子供の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって子供の健康の保持増進を図るために行う子供に係る医療費の助成の対象年齢を15歳から18歳に引き上げるため条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。第2条第1項の改正は助成の対象となる子供の年齢を15歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に引き上げる一方、婚姻している者等を対象者から除こうとするものであります。

同条第2項の改正は、助成対象児について当該子供が修学その他の理由により市外に住所を有する場合であっても、その監護者が市内に住所を有するときは当該子供は市内に住所を有するものとみなす規定を追加しようとするものであります。

第3条の改正は、助成対象者について助成対象児を監護している者を市内に住所を有す

る者に限るとともに、自らが医療費を負担する助成対象児を追加しようとするものであります。

最後に、改正附則は条例の施行期日を平成30年8月1日とするほか必要な経過措置を定めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

私は18歳に引き上げることは賛成ではありますが、先日の予算の質疑で申し上げましたとおり、さまざまな検証をなされて18歳まで引き上げると、そしてそれによってもたらされる影響等についてもしっかりと検証されたのかということが疑問であります。先日私は5年前に無償化された小中学校の医療費全体がどれくらい上がったのかということを知って、6割上がっているという回答でした。そしてその前に所管課に問い合わせたところ、そういう数字はその時点では把握されておられませんでした。つまりそういう検証はされなかったというふうに理解しますが、それでいいですか。

山元福祉課長

今、白石議員のほうからございましたように医療費という部分での検証は行っていなかったところです。私どもといたしましては、子ども医療費の助成額の推移ということについては導入時点から年度ごとに把握していたところですが、医療費については把握をしておりませんでした。ただ、この助成の引き上げについては所得制限等を設けた場合にどのぐらいの助成額に影響が出るかとか、そういったところの検証は行ったところがございます。

白石純一委員

その所得制限を行った場合の検討はどういうものだったのでしょうか。

山元福祉課長

これにつきましては、伊佐市の例を参考にしまして仮に阿久根市で所得350万円を上限として設けた場合にどうなるかということで検討を行いました。これにつきましては、本市の場合おおよそですけれども350万以上の方が全体の約2割程度ということから助成額についても約2割ほど、8割の方が対象になるというような見込みを立てました。その結果、仮に350万円の所得制限を適用した場合、今回拡充をいたします16歳から18歳までのところだけで所得制限をかけました場合、30年度については6カ月間になるものですから、助成額の影響としては大体67万円ぐらいの減額になるというような形で試算したところです。

白石純一委員

先ほども申しましたように、5年間で6割、医療費全体がアップしたということは助成額もほぼ6割アップする可能性があるんじゃないかということも考えられますが、その対策として市長は安易に病院にかからないように呼びかけるということでしたけど、それだけで医療費を抑えるということの対策になると考えますか。それ以外の何か対策は考えなかったですか。

山元福祉課長

この助成額については医療費の場合には約6割上昇したんですけれども、この助成額のほうで見た場合には一定額を超える医療費の場合には高額医療費等の適用等もあるという

ことで、それと比べると幾分そこまでのアップにはなっていないような状況でございます。この子ども医療費助成の制度につきましては、今ございましたようにどうやって適正な診療を呼びかけるかというところがございますけれども、この子ども医療費の制度そのものにつきましては本来の趣旨としましては子供の早期診療と早期治療、これを促すことでその子供の健康の保持増進を図るというところが目的でございますので、まずは必要な診療についてはこの制度を使って受診していただくということを進めながら、この子ども医療費に限らずその適正な受診ということについては、例えば制度拡充のお知らせをするというときにあわせて適正な受診についても御案内するとか、あるいはいろんなほかの医療の関係も含めて機会を捉えて適正な受診を呼びかけていくとか、そういったことは考えてまいりたいというふうに考えているところです。

白石純一委員

先日の本会議で健康増進課の所管なのでお答えはなかったんですけども、阿久根市の医療費が県内43ですか、市町村中、上位からトップ5以内じゃないかと私は申し上げましたけれども、それは確認できましたですか。

山元福祉課長

その後、確認をいたしましたところ、あくまで把握できる国保医療についてなんです。県内の28年度でいきますと県内43市中、上から3番目というような状況であるということを確認をしたところでございます。

白石純一委員

福祉課としてその辺り、健康増進課とよくコミュニケーションをとってどうすれば医療費を抑えて行けるかをぜひ検討していただければと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

中面幸人委員

人口減少で移住定住促進にも大変よい制度だなというふうに思って大賛成なんです。一つだけ文言を忘れてしまったけれども今県知事の公約でもありました例えば窓口、あれはどうなんですか今後。

山元福祉課長

今、お尋ねのございました県のほうで進めております非課税世帯の未就学児の窓口払いの一時払いをなくすという制度なんです。これにつきましては現在県のほうと調整を行っている段階なんですけれども、県といたしましては30年の10月から取り組みをスタートするというので3月議会に必要な要綱を整備されるというふうに伺っております。ですので私どもとしましては、それを受けましてまた今後の議会の中で新たな医療費助成制度の部分につきまして改めて条例の改正につきまして御提案させていただければというふうに考えているところでございます。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

野畑直委員

今、課長の話です。早期治療が目的であるということで、昨年まで議会のほうでも私も含めて何人かの議員が高校生までの医療費をということで無償化については議論をしてきましたけれども、本会議でも言いましたけれども市長は公平・公正でないということで今回質問したところ財源があったと。財源というのをもうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

山元福祉課長

これにつきましては、直接子ども医療費に充当するという事ではないんですけれども、子育て施策の中で見ましたときに、阿久根市におきましては保育料の利用者の負担について国が定めております標準的な保育料よりも、かなり安い保育料を設定しているところがございます。これは県内の自治体の中でも安いほうになるのではないかとこのように思っているんですけれども、これまでは独自に引き下げている部分につきまして国や県からの交付金の算定をなされるときに阿久根市の独自助成の部分については交付の対象外になっていたんですけれども、29年度になりまして国といたしましても、そういう子育て支援の一環ということで基準額の見直しをなされまして、利用者負担のところを国としても引き下げる方向が示されまして、阿久根市が設定している保育料に近づいてきているという状況でございます。その関係で交付金の算定基礎の部分が大きくなったということで、結果的に阿久根市にまいります国と県からの交付金の分が増額になってきているということで、それが市長が言われました財源の確保につながっているところがございます。

野畑直委員

私が本当に言いたいのは、市長の考えは公平・公正でないという言葉がずっとひっかかっておりましてから議会でも言ったんですけれども、これについてですね、これまで中学卒業の祝い金ということでやってるんだから阿久根市としては高校生まではやらないんだという考えだったと思います。今回、別にこの子ども医療費に反対しようという考えじゃないんですけれども、この中学卒業祝い金と今回の18歳までの医療費の予算の差額はどのくらい見てますかね。

山元福祉課長

申しわけございません。中学校卒業者の祝い金につきましては、ちょっと申しわけございません、把握をしてないんですけれども、今私が手元に持っております住民基本台帳の年齢でいきますと現在15歳に当たる方が大体170名ほどいらっしゃいますので、これから推測いたしますと一人当たり1万円の助成になりますので、確実な数字ではないんですが見込みとしては大体170万円ほどが見込まれるのではないかとこのように思われます。私どものこの助成につきましては、今回16歳から18歳までの部分を引き上げることによりまして6カ月分で今回約335万円余りの増額分をこの拡充部分で見込んでいますところがございます。以上です。

野畑直委員

私はこの前、16歳から18歳まで年間670万円ということでその2分の1ということですね。わかりました。今回、中学卒業祝い金を廃止されるということでしたのでそれのいわば阿久根市としてはかわりの医療費助成ということだと思いますのでよくわかりました。よろしいです。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

山田勝委員

助成の流れをね、ちょっとお尋ねしたいんですが。病院に行ったときに窓口でお金を払わなくていいんですか。

山元福祉課長

現在は窓口におきましては対象者になる方についてはこちらのほうから受給者証というものを交付しております。それを医療機関の窓口で提示していただくことによりまして、

一旦窓口では自己負担の分をお支払いいただく形になります。それが後から前もってこちらのほうにお伺いしております口座、その方のところに市のほうから一旦お支払いいただいた分を、助成をしているところです。

山田勝委員

例えばですね、高額医療制度については最初からそうでしたよね。最初はそうだったけど高額医療制度について前もってそういうのを病院にちゃんと手続をすればですね、病院が市のほうに請求に来るということでしたよ。そういうことですよ、今は。

山元福祉課長

国保連合会を通じて市のほうに来るという形になります。

山田勝委員

私はね、例えば高校生がですよ、高校生が病院に行ってお金を払って、そんな面倒な手続じゃなくてですね、いつも思ってるんですね、何で面倒な手続をさせてですね、わざわざ手続をさせてお金をやるよという手続をとるのよ。特に高校生というのは時間がないんだよ。全部親のね、手を煩わせないかんだよ。そういうことだったら例えばですよ、差額分については阿久根市に請求がくればですね、それにもとづいて支払えばいい話ですね、私はそういうのをすることこそね、住民サービスやと思う。そんなことを自分たちから考えれば常識では考えられないことを平気でやっているのが役所の体質ですよ。それはもう考えないかと思うけど。今後の話として考えないとね、自分から考えればほんとに何でそんな面倒な体質を脱皮できないの。やろうという意思がないんだよ。本当を言えば、いつもやろうという意思がない。どうしたらやれるかという考えもしない。それは何でかって、あんたたちがお金をやるよという気持ちでいるからなのよ、みんな。金をただにしてその分については払いますよという気持ちが残っているからなんです。どうしたら住民サービスが徹底するかというのを考えていないから考えつかない。ほかんしはどうかわからん。私はそう思うけどな。

仮屋園一徳委員長

今の窓口支払いについて課長から。

山元福祉課長

今、山田委員がおっしゃるお話も当然あると思います。今回、先ほど中面委員のほうからもございました来年の10月からスタートいたしますのがその一部ではありますけれども、まずは非課税世帯の未就学児の部分から一旦窓口でお支払いする部分をなくして直接お支払いするところが来年10月からスタートしますので、申しわけございません、30年の10月からスタートいたしますので、まずはそこから私どもも取り組みを進めていければというふうに考えているところでございます。

山田勝委員

ならね、この事業の推進のやり方とか施行の仕方というのはね、国の法律によってするんですか。市町村の範囲ですか、市町村がこういうふうにしたいという市町村の範囲ですか国の法律ですか。国の法律はどうなっていますか。

山元福祉課長

これは市の条例に基づいて助成を行っている制度でございます。

山田勝委員

市の条例をね、そういうふうに上げてください。みんな賛成しますよ、すぐ。どうですか皆さん。

濱崎國治委員

今の直接払いの件なんですけど、県としては未就学児についてということなんですけれども、この問題はですね、長年の懸案だったんですね。市長会等でも直接払い制度をしてくださいというときにネックは県だったんですね。県との協議が必要だということになかなかこれが実現できなくて今もこうしてるんですけども、ただ今回は県の方針として未就学児についてはそういうことでいいですよということになったんですが、その辺はどうなんでしょうか。

山元福祉課長

申しわけございません。確かに県との調整という部分ができますので、今この窓口無償化の部分については引き続き市長会等を通じてですね、県に要望が行われているという状況でございます。

[発言する者あり]

濱崎國治委員

そういうことで、なかなか直接払い制度はできなかったというのがあってだと私は理解しておったんですけども、そういう理解でいいんですよね。だったら直接払いができなかった理由というのは何があるんですか。私の理解としては県と協議が、調整ができなくてということできなかつたということできているんじゃないかと思うものですから。ですから今回県が未就学児についてはことしの10月からですか、しようとするのでそれについては直接払い制度ができるということなんですよね。というふうに理解していいですか。

山元福祉課長

申しわけございません。先ほど山田委員のほうにお答えしたのに不備がありました。今、濱崎委員がおっしゃるように、やはり県と一緒にやってやることでこの窓口払いが無償化になると思っております。

山田勝委員

それはわかるよ、阿久根市は阿久根市の裁量でできないの。もしそうしたら執行を停止するの。

仮屋園一徳委員長

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 10:28~10:33)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに御意見はありませんか。

濱崎國治委員

この子ども医療費助成については、全く私は賛成なんですけれども。と言いますのはこの市はもうしとらな、なんで阿久根はせんとなということですね、そういうのをよく言われたときもあります。そういう意味ではですね、やはり義務教育的になっていきます高校生、いわゆる18歳までの助成については本当に積極的にするべきだと思います。そこで16歳から18歳というのはほとんど高校生が対象だと思うんですけども、私はよく聞いたところによれば高校生になれば親が言っても治療にあまり行かんとや、医者にかかるようなことは控えるということで部活で忙しい、ないで忙しいということになかなか治療に行かずに、そう医療費の増加にはつながらないということを知ったことがありますけ

れども、その辺はどうなんですか。

山元福祉課長

ここにつきましては、先に実施をいたしております近隣の自治体に確認を、出水市に確認をしたところ出水市においては中学生と同じ3年間に当たるんですが、中学生の3年間と比較したときに大体その90%ぐらいが高校生分として助成額としてふえてきているということだったものですから、今のところ見込みといたしましては今のうちの中学生に助成を行っている助成額の約9割程度を現時点では想定しているところです。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

今ね、課長の説明をいろいろ聞いたらね、例えば出水市が無償化をしている。阿久根市はしていない、でしょ。それぞれね、それぞれの事業をそれぞれの市町村でいろいろやれるわけじゃないですか、やれるわけ。だから阿久根は阿久根でね、より喜ぶような形でやらないとね、阿久根よっか出水がよか、阿久根よっか川内がよかでって言うてですね、家を川内につくったり出水につくったりして、あるいは高尾野、野田につくったりしている人がいるから、一番阿久根に残る人は少ないよ。ちっとはやっぱりね、ゆう聞かしてちゃんと勉強してな、もうちょっとみんなが喜ぶようなふうにしなと。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

議案の中にですね、この条例において、子どもとは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、婚姻している者というのは、これは18歳未満であっても結婚している人は対象にならないということですか。

山元福祉課長

今、山田委員がおっしゃるとおりです。

山田勝委員

それから例えば高校に就学していなくても働いている人であっても18歳に達するまでは無償ですよということですか。

山元福祉課長

はい、おっしゃるとおりです。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第12号について審査を一時中止いたします。

(福祉課退室、健康増進課・税務課入室)

◎議案第14号 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第14号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第14号について御説明申し上げます。

国民健康保険法の一部改正により、これまで市町村に設置することとされていた国民健康保険運営協議会については法律上の規定が改正され都道府県、市町村にそれぞれ国民健康保険事業の運営に関する協議会として設置することとされたところでございます。

また、鹿児島県においては昨年11月に策定した鹿児島県国民健康保険運営方針の中で葬祭費の額については平成30年度以降、県内で1人当たり2万円に統一することとされました。

このようなことから条例の一部を改正しようとするものであり、第1条の改正は市が行う国民健康保険の事務を国民健康保険法に基づくものと明確に規定したものであり、第2条の改正は法律に規定する国民健康保険事業の運営に関する協議会をこれまでの名称どおり阿久根市国民健康保険運営協議会として設置するため、その根拠規定を明確にし定めたものであります。

また、第6条の改正は葬祭費の額を2万円に改めるものであり、第7条の改正は文言の整理等を行うものであります。

附則第1項はこの条例の施行日を、第2項は葬祭費の支給についての適用関係について定めたものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

葬祭費3万円を2万円に減額した理由があるんですか。

[発言する者あり]

市民のしからなっけ下げたっかて言われれば何て話をすつと。

児玉健康増進課長

先ほど申し上げましたとおり、県内で2万円に統一するというところでまずそういう方向で決まっております。将来的には国民保険料の統一も視野に入れたところでそういうところも統一していこうということで先に葬祭費については統一しようということで決まったところでありまして。以上です。

中面幸人委員

市民からそう言われたときに県が3万から2万円に決めたからということでしかないわけやな。

児玉健康増進課長

県の運営方針ではそう定められました。それは当然各市町村に諮ってというかその会議の中で全員その方向でいきましょうということで運営の方針のほうにも定められたところでありまして。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

山田勝委員

ならよ、この3万円も2万円もというのをですね、阿久根はまた3万円にしますよと決めたらどうなの。阿久根は3万のまましますよって、それはどうするの。

児玉健康増進課長

葬祭費については市条例ですので、そういう方向ということであればそういう方向で、それは市町村で決められるところになりますので、3万円ということになれば3万円とい

うことでもいいんでしょうけれども、ただ先ほど申し上げましたとおり、本会議でも申し上げましたけれども、どこも2万円を超えるところは今回の3月で2万円に下げるということで県内ほかの市町村もそういうことになっているようであります。

山田勝委員

それはね、それは県がするからする。それは地方自治じゃないもん。そいやればこげんと上げてやらんてよかいやらよ、県の条例で決めれば。阿久根市にこの条例は廃止します。県の条例で決まりました。そげんしないと、例えばほんと差別だと思ふのはね、他の社会保険その他について5万円ですよ、国民健康保険については2万円ですよというときにそういう話があって3万に阿久根市はしましたね。そのときも、死んだとっずい銭の差をつけて（聴取不能）。死んだときも市民に差をつけとるわけやっで、銭で差をば。だから本来やれば5万円にすつとが常識や、私に言わせたら。2万円にしましたよって、そういうふうに決まりました、2万円にしましょうというのはこれは納得できない。これは3万円のまま、阿久根市は3万円のままして、あとは何らかの形で1万円乗せてやりますよ。それはあんまりや、2万円にしましたって言やならんというふうに思います。皆さん方が3万円というふうに決められれば3万円がいいんですよということですね。

児玉健康増進課長

私どもとしては2万円ということで提案しておりますので、そこはこの議論の中で、そこで議論していただければいいかと思えます。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

濱崎國治委員

先ほど県内を統一したことで3万円から2万円、2万円の葬祭費ということで。それから近い将来、健康保険料について統一されるということでもあり、それにあわせてちょっと早めにとということで理解していいんですか。

児玉健康増進課長

将来的な保険料、それがいつの時点になるかはまだ明確にはなっておりませんが、その統一を視野に入れて今後も協議するということになっております。その前段というか、できるところはすぐに統一した方向性でということで運営方針のほうに定められたということになっております。

濱崎國治委員

私は阿久根の国民健康保険の財源といいますか運営がですね、一般会計からの繰り出し等も行われてですね、かなり厳しい状況であるということからすれば、やはり県内が統一してそういうことであればやむを得ないのかなという気がするんですけども、その辺の考えはそれでよろしいですか。

児玉健康増進課長

おっしゃるとおり、一般会計からの繰り出しが多い中で個人的に言えばその3万円がどうなのかというのは思っています。やはりこれだけ繰り出しが多いと給付のほうも少しは下げる部分も出てくるのかなと思っているところです。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

私はな、国民健康保険から仮に法定外の費用を出してもね、この3万円を2万円にするというのは反対ですよ。あなたはさっき統一するというけど、社会保険も全部ひっくるめ

て2万円にしたいということですか。そういう方向にあるということですか、全部ひっくるめて。国民が死ぬときには全部ひっくるめて2万円にする方向で動いていますということですか。

児玉健康増進課長

そこは他の保険制度ですので、どうするかというのはちょっとわかっておりません。ただ本県の葬祭費については先ほど申し上げましたとおり2万円ということで県の方針で定められたというところであります。

山田勝委員

ここで僕とあなたと一生懸命議論をしても話のつかない話ですからね、これは自分たちでまた話をせないかんと思う。これはもうやっぱりね、死んだときくらいは同じぐらいの、なるべく同じぐらいの値段で決めてくれなですな、あまりにもみじめな気がしますよ。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第14号について審査を一時中止いたします。

◎議案第16号 阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に議案第16号、阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

児玉健康増進課長

議案第16号について御説明申し上げます。国民健康保険及び後期高齢者医療における住所地特例制度は、同一制度内の保険者間、国保から国保、後期高齢から後期高齢の間に適用され、国保の住所地特例制度の該当者が75歳に到達した場合は、この制度を引き継がず入院等している病院等所在地の後期高齢者医療広域連合の被保険者としてとされておりました。今回、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、このような場合であっても国保の住所地特例を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者としてとされました。このようなことから、本市の国保の住所地特例を引き継ぐ後期高齢者医療広域連合の被保険者を本市の保険料を徴収すべき被保険者として規定する必要があることから条例の一部を改正しようとするものでございます。

第3条第2号から第4号までの改正は、後期高齢者の住所地特例制度の適用について国保の住所地特例を引き継ぐ後期高齢者についても適用させる準用規定を追加したものであり、第5号は本市の国保の住所地特例を引き継ぐ後期高齢者を本市が保険料を徴収すべき被保険者とするため追加したものであります。

附則第2項の改正は現在不要となっている制定当時の附則を削除するものであり、附則はこの条例の施行日を定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

これは先ほどと同じように県が今後運営主体になることで、仕方がないということで市もこういう条例を制定するというところで理解していいんですか。

児玉健康増進課長

これは後期高齢者医療制度に係る部分ですので、先ほど言ったとおりこの住所地特例制度の部分が、法律が改正された関係で、市で規定している条例のほうが改正になるということで、後期高齢者制度自体は広域連合のほうでやっておりますけれども、その被保険者として市が徴収すべき被保険者をどう規定するかという部分が条例に規定されておりますので、その改正があったと、改正が必要になったということでございます。

仮屋園一徳委員

よろしいですか。

[中面幸人委員「はい」と呼ぶ]

野畑直委員

ちょっと私の知識不足なんですけれども、阿久根市は昔から国民健康保険税だったですよ。国民健康保険料で徴収しているところもあるんじゃないですかね。国民健康保険税と国民健康保険料の違いというのがあったと思うんですが、これについてちょっと教えていただけますか。

川畑税務課長

県内は全部、保険税ですね。保険料と保険税の違いとなれば徴収期間などが保険税は地方税に準じて5年とかですね、なので、保険料のほうは2年とかそういうふうな違いがあります。ほかはちょっとどんな違いがあるかはわかりませんが、税金の徴収に関しては更正期間が5年、そういうふうに保険料とは違います。

野畑直委員

ありがとうございます。たしかですね、違いがあるということで、今回、国民健康保険税ということで県のほうに運営主体が移るということで、そういうことが問題なく鹿児島県の場合は保険税のほうで徴収されたと思うからこういうことが何も出てこないんだと思うんですけれども、たしかそういうのもあったのかなと思ったものですからありがとうございます。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

本会議で最高限度額は幾らですかって聞いたところが、何と何と何で89万円で、たしか誰か言いましたよね。あれをもうちょっとよく、何と何と何で89万やっとか。

川畑税務課長

国保のことですよ。まず国保税が先ほど山田委員のほうから言われました医療分、支援分、介護分とあるんですけど、医療分が被保険者の自分たちの医療費に当てる分です。国保税は74歳までですので、その方たちが自分たちの医療費に当てる分。次に支援分というのがあるんですけど、支援分は後期医療が75歳以上の方ですので、その方たちの医療費に当てる分です、自分たちの医療費ではなくて。もう一つ介護分というのがあるんですけど、被保険者は40歳以上65歳未満の方が被保険者なんですけど、1号被保険者の方の介護を必要とする方の介護費に当てられる費用です。自分たちの医療費に当てる分は医療費だけ、あとは支援分、介護分はそれぞれの後期医療、介護保険のほうに補助する分という形ですね。

仮屋園一徳委員長

ちょっと待ってください。委員の皆さんに確認をします。現在、審議をしておりますのは議案第16号でありますので御確認をお願いします。

〔「関連しとらよ」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第16号について審査を一時中止いたします。

◎議案第15号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第15号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

川畑税務課長

議案第15号について御説明申し上げます。国民健康保険につきましては、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が増大する中、国の財政支援を拡充するとともに効率的で安定した制度運営のために平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となります。

保険税については、鹿児島県が算定した納付金をもとに税率を決定する仕組みとなるため税率等を改正するものです。

改正の主な内容であります。第2条の改正は鹿児島県が運営主体となり市が納付金を納める仕組みになることに伴う規定の整備を行うものです。

次に第2条、第4条、第8条、第12条の改正は現行の賦課方式である所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式から資産割を廃止し3方式とするものです。

資産割課税については、居住地以外の市町村の固定資産税が対象外である、所得がない方にも資産割は課税されるため担税能力に乏しい低所得者層の負担となっている、土地・建物の固定資産税額に賦課されるが金融資産等には賦課されない等の現状があり、鹿児島県国民健康保険運営方針では平成35年度を目標として全市町村が3方式へ統一することとしています。このことを受け、賦課方式を3方式へ改定するものです。

次に第5条、第9条、第13条は被保険者均等割の税率、第6条、第10条、第14条は世帯別平等割の税率、第26条は低所得者に対する均等割と平等割の軽減額を鹿児島県が算定した納付金をもとに算定した税率等に改めるものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 10:57～10:58)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

牟田学委員

先ほど課長の説明で税率の統一を図ると言われましたよね。要はですよ、これを見れば阿久根市は所得割、資産割、均等割、このことを県下一律に税率をするということ今

度、国民健康保険税が上がるんですよね。そういうことでしょ。

川畑税務課長

税率水準の統一につきましては、将来的には県下統一を目指しますが特に年度を決めて、今の段階ではいつ決めて税率を一緒にしましょうという段階ではなく、将来的な水準の統一に向けて今後も県と市町村とで協議していきましょうということで、廃止するのは資産割を廃止して3方式にするのを県下統一、35年度を目標にしましょうということです。阿久根は4月からしますけど、県下全体としては35年度を目標にしましょうということです。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

[牟田学委員「はい」と呼ぶ]

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

ということでさっきの質問ですが、課長、教えてください。今までは例えば私も長い間やっていないからわからないんですが、例えば最高限度額というのは国民健康保険では前は55万までですよと、あるいは介護が幾らですよということがあったでしょ。そういう中で国民健康保険税の中で最高限度額があるんですかという話をしたんです。幾らですかって。そしたら本会議では89万ですよと言われたから、うわっと思ったままそのまま委員会もあるのと思ってこうしてお尋ねをしているところですが。

川畑税務課長

それでは限度額に関連した質問にお答えします。医療分というのは自分たちの医療費に当てる分でこれは国保の被保険者が全員対象となります。支援分というのは後期高齢者医療、75歳以上の方の医療費に当てる分でこれも国民健康被保険者、赤ちゃんから74歳までの方全員が被保険者となります。最後の介護分というのが、これが40歳以上65歳未満の方だけが対象となります。それぞれの限度額が医療分が54万円、支援分は19万円、介護分が16万円、合計89万円ですので、65歳以上74歳の方はこれから介護分16万円を引いた73万円が限度額となります。以上です。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

[山田勝委員「はい」と呼ぶ]

ほかに質疑はありませんか。

濱崎國治委員

本会議でもいろいろ議論があったところですけども、非常に大幅な国保税の改正になりますので、被保険者の方に、住民の方にどれだけ理解を求めるか、あるいは周知するかというのは大きな課題だというふうに思います。本会議でもあったんですが具体的にどのようにされるかもう一度お聞かせいただきたいですが。

川畑税務課長

新しい国保税制度、税率改定の経緯等についてはホームページや広報への掲載、そしてまた被保険者への個別チラシの配布による周知を図っていく予定であります。また医療費抑制のための特定健診等の受診、ジェネリック薬品の利用等のお願いを含めて健診等の保健事業の機会や出前講座等を活用しての新制度等の説明を検討していきたいと考えています。

濱崎國治委員

今、出前講座ということもおっしゃったんですけれども、これの利用というのはあるんですか。例えばこの税関係の利用というのは、出前講座の。

川畑税務課長

税に関しては今のところ私が課長になりましてから5年間ですけれども、その間は1件もないところです。

濱崎國治委員

本当に出前講座はですね、非常に効率的だと思うんですね。ただ被保険者、いわゆる住民の方が希望されないとなかなかできないというのがありますので積極的に利用されませんかという広報も必要なような気がするんですけれども、どうでしょうか。

川畑税務課長

住民の方々への説明については、より多くの方に集まっていただくことが望ましいので、そういった出前講座等の周知、こういう出前講座が、ホームページには掲載してあるんですけど改めてその辺も周知していかなければいけないと考えています。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑はありませんか。

山田勝委員

住民に周知徹底するというのはな、なかなか難しいですよ。それで聞けごられん。聞けごらあしがわざわざそれをばて言われん。それよりも鹿児島県国保連合会でな、みんなでそこにあなたたちは行くわけだから、テレビでな、テレビで鹿児島県、県下どこも同じようなこういう仕組みになりますよというのを簡単に教える方法、報道する方法を考えたほうがいいですよ。なんでかっていったら、阿久根は国民健康保険税が高っか、どこは安か、ここは安かという話やったって。だからそういう話は、阿久根はうんにゃふとっじゃっどって言たってな、それはもうふとっじゃって言たて、わいだうそを言わつとや、わいだうんどんをだまかしてというくらいの人もある。だから一番いいのは鹿児島県、県下ですね、どこも同じようなそういうことになるんですよとテレビで言うてかしたほうがずっとよか。それをば連合会の総会のときにそれを語れ。それが一番簡単やと僕は思います。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

[川畑税務課長「はい」と呼ぶ]

ほかに質疑はありませんか。

なければ、議案第15号について審査を一時中止いたします。

それではここで休憩に入ります。

(休憩 11:05～11:15)

(健康増進課退室、介護長寿課入室)

◎議案第17号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第17号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案書の22ページからになります。議案第17号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から平成32年度までの3カ年間における65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の改正と介護保険法の一部改正により市町村の質問検査権の範囲を第2号被保険者の配偶者等へも拡大して行使できるようになったため所要の改正を行うものであります。

介護保険料の改正は、第7期阿久根市高齢者保健福祉計画期間中における介護サービスの見込量などに基づいて算定した保険料給付に要する費用や地域支援事業に要する費用の推計額などを勘案して改正しようとするものであります。

保険料の算定は、平成30年度から平成32年度までの3カ年間における介護サービスなどの標準給付費を約82億9,200万円、地域支援事業費を約4億7,700万円、総額で87億6,900万円と見込み、これに第1号被保険者の負担割合分や所得段階ごとの加入割合の補正係数等に乗じて、最終的に第1号被保険者の保険料基準額を月額6千円、年額で7万2千円と算出したところです。

現在の保険料基準額は月額で5,600円、年額で6万7,200円であり、今回、月額で400円、年額で4,800円引き上げようとするものであります。

それでは改正の内容について御説明いたします。第2条の改正は、平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料を改正しようとするものであります。第1号は生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額及び課税年金収入金額の合計額が80万円以下の場合に年額3万3,600円を3万6千円に、第2号は世帯全員が市民税非課税で合計所得金額等の合計額が80万円を超え120万円以下の場合に年額5万400円を5万4千円に、第3号は世帯全員が市民税非課税で合計所得金額等の合計額が120万円を超える場合に年額5万400円を5万4千円に、第4号は世帯に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税で、かつ合計所得金額等の合計額が80万円以下の場合に年額6万480円を6万4,800円に、基準額である第5号は世帯員に市民税課税者がいるが本人は市民税非課税で、かつ合計所得金額等の合計額が80万円を超えている場合に年額6万7,200円を7万2千円に、第6号は本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の場合に年額8万640円を8万6,400円に、第7号は本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満の場合に年額8万7,360円を9万3,600円に、第8号は本人が市民税課税で合計所得金額が300万円未満の場合に年額10万800円を10万8千円に、第9号は本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上の場合に年額11万4,240円を12万2,400円にそれぞれ改正しようとするものであります。

また、所得段階の第1段階に当たる被保険者の保険料の軽減は、これまでの措置を継続し基準額に対する保険料率0.50を0.45と0.05ポイント軽減し、保険料年額は3万2,400円となります。

なお、第1号から第9号の保険料額は保険料段階のいわゆる第1段階から第9段階の保険料額であり、基準保険料となる第5段階の月額保険料は先ほど申しあげました6千円です。これを1とした場合、各段階の保険料率及び月額保険料は第1段階は0.45倍に当たる2,700円、第2段階及び第3段階は0.75倍に当たる4,500円、第4段階は0.9倍の5,400円、第6段階は1.2倍の7,200円、第7段階は1.3倍の7,800円、第8段階は1.5倍の9千円、第9段階は1.7倍の当たる1万200円となります。

今回の保険料の算出に当たっては、厚生労働省が提供する地域包括ケア「見える化」システムを活用し本市の過去の給付実績をもとに将来推計人口、今後の第1号被保険者数や介護認定者数、各種介護サービスの需要予測量、国、県、支払基金及び第1号保険料の負担割合の変動等を踏まえ、また来年10月に予定されている消費税増税の影響も加味し保険料の算定を行ったところです。

さらに第7期高齢者保健福祉計画では、今後の認知症への対応施策として認知症対応型通所介護施設1カ所の整備を計画しており、需要量推計に反映したところであります。

次に第18条の改正は、介護保険制度開始以来、第2号被保険者自体のサービス利用が増加し、これまでの制度改正により配偶者や世帯主の所得を把握する必要性が高まってきていることから介護保険法第202条及び第203条が改正され、市町村の質問検査権がこれまでの第1号被保険者及び配偶者等から第2号被保険者の配偶者や世帯主等へも対象の範囲が拡大されたことに伴い改正するものであります。

附則第1条は施行期日を、附則第2条は経過措置を定めたものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山田勝委員

介護保険は、近ごろは年金から引くんですよね。だからほとんど未収ということはないんでしょ。

川畑税務課長

年金の一定金額に達しない方は納付書で払っていただきます。それと65歳になったばかりはすぐに年金から引かれませんが、半年間ほどは納付書で納めてもらうことになります。収納率でいいますと年金のほうはもちろん100%であります。納付書で払う方法を普通徴収といいます。その分については28年度の実績は87.43%であります。

山田勝委員

介護保険料を払わなくてもいいという年齢もあるんですか。ずっと死ぬまで払うんですか。

川畑税務課長

65歳以上、ずっと亡くなるまでか、あるいは転出されるまで、

[山田勝委員「まで払わないかんの」と呼ぶ]

はい。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

野畑直委員

この介護保険料についてですね、私はちょっとお願いがあるんですが、65歳になった誕生日の月、あるいは私は1日生まれでですね、6月分から払わないといけないということで、その辺を市民に徹底する方法で担当課に1回言ったことがあるんですけども、初めての介護保険料について7月半ばの広報誌と一緒に7月いっぱい納めてくださいという方法で来てると思うんですが、4月生まれの方も同じ7月の広報誌と同時に納付書が来て7月いっぱい払いなさいというふうに来てると思うんですが、その辺はどうですか。

川畑税務課長

介護保険の先ほど申しました納付書で納めてもらう1期分が7月ですので、4月以降7

月生まれの方は1期目は全員7月になります。

野畑直委員

7月生まれの方はもちろん、自分ののはわかってるんですよ。私が言っているのは4月1日生まれのとかそういう方に関してはどうなってるんですか。保険料は、暫定でくるんじゃないですか。だから7月と、みんな7月じゃないんですか。

川畑税務課長

その年度の所得決定が6月ですので、それを待って7月が第1期となりますので4月から7月生まれの方は全員7月が第1期です。

野畑直委員

そうだと思って聞いてるんですけども、それについてですね、先ほど普通徴収で87%くらいですか、徴収率が。そうしたときにですよ、65歳に4月以降になる人に対しては、いきなり納付書をぼんとやられたら、こいも払わなならんとかとか、1期目が、多いんじゃないですか。だからやっぱり事前にもうちょっと市民にですね、介護保険料はあなたの場合は65歳に今度なるから発生しますよというようなものについてはいきなり納付書じゃなくて、もちろん国の法律ですから、それはわかるんですけども、やはりそういうことも徴収率が上がることにつながるのかもしれない。いきなり納付書がぼんと来られたらですね、私なんか不思議に思ったんだけど7月生まれで6月分からあなたは払いなさいというのわからなかったし、そういうことをもうちょっと市民にわかるような、あなた方がその黄色のパフレットを持っているけど、そういうものの中にもうちょっと丁寧な説明をしてほしいということを1回言ったこともあったんだけど、そういうことをやはり市民に先ほど周知徹底の話は出ましたけれども、そういうことは大事だと思いますので、ちょっとそこら辺に神経を使ってもらってですね、やってもらうようにしないとかなかなか今、山田委員も言われたけど何歳から払うとかやっぱりもう既に払っているんだけど、そういうことに気をつけてもらいたいと思いますので、その辺の私が言ってから黄色のパフレットはちょっと変わったかもしれないけど、そこら辺にですね、よくわかるようにちょっと早めにやっぱり周知することも大事だと思いますよ。どうですか。

川畑税務課長

65歳になられたとき、介護保険係のほうから65歳になりましたので手続をお願いしますということで介護保険の保険証を発行するためにおいで願うんですけども、そのときに税務課のほうにもおいでいただいてこのしおりとほかに今、先ほど野畑委員がちょっとわかりにくいということで去年からさらに初めて65歳になられた方にはよりわかりやすくした資料をおつくりして説明いたしております。

野畑直委員

それについてわかりづらかったから、だから去年からというのは私はその前の年からですから本当にわかりにくいんですよ。だからやっぱり徴収率を上げるために市民にも、もちろん協力して税を払うのは当たり前ですけども、そういう意味でですね、やっぱりわかりやすいようになるべく早く通知をしてもらいたいというのが。

中野介護長寿課長

今、税務課長がお越しいただいてという話だったんですけど、少し訂正で介護保険係のほうから65歳になられたときに資格が発生するというので介護保険証の発送をいたしているところです。それについての中で、例えば周知をするという、こういったパフレットを少し入れてですね、そういった介護保険料が発生しますというようなところを少し周知したいというふうに思います。

野畑直委員

ですから、65歳になった4月に、もう該当者はわかるわけだから、その方だけにやっぱり納付書と一緒にそういうことを早めにとにかく知らせるということを努力してもらいたいと思いますので、そういうことです。去年から変わっているというのは、私は担当課に1回行ったことがあったものですから変えてくれたのかなとは思っていますけれども、徹底してお願いします。

仮屋園一徳委員長

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第17号について審査を一時中止いたします。

(税務課退室)

◎議案第18号 阿久根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に議案第18号、阿久根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案書は24ページからになります。議案第18号、阿久根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、平成30年4月から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されるため市において同事業の運営基準等を定める条例を制定しようとするものであります。

居宅介護支援とは在宅の要介護者についてのケアマネジメントのことであり、要介護者が居宅サービスや地域密着型サービス及び必要な保健医療、福祉サービスの適切な利用ができるように居宅サービス計画の作成やサービス事業者等との連絡調整、さらには介護保険施設等への入所が必要な場合は施設の照会等を行うものであり、現在、阿久根市内には居宅介護支援を行う事業所が阿久根市社会福祉協議会を初め6事業所があり、要介護1から5までの介護認定を受けた方についてケアプランの作成業務等を行っているところです。

今回、介護保険法第81条第2項の規定により、これらの指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は市の条例で定めることとされたところです。

それでは条例の主な内容について御説明いたします。第1条は本条例の趣旨を、第2条では使用する用語について規定したものであります。第3条は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準については平成11年厚生労働省令第38号に定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準によることとし、同省令第29条に定める記録の整備に関しては、居宅介護サービス計画や利用者のアセスメント結果の記録等の保存年限を省令では2年とされているところを介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効の5年間に準じて5年間とするものであります。第4条は利用者への虐待の防止と権利擁護について定めたものです。第5条は本事業の指定を受けることができるものは法人としたところです。第6条ではこの条例の施行に関し必要な事項は別に定めることとし、附則において本条例の施行時期を平成30年4月1日にしようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

結局、県から市に移ったということですよ、指定をしたり、あるいは監督をしたりするのがですね。ということは、現在ある介護、こういう支援事業所が6あるというんですけどね、その6の現状はそのまま引き継ぐということですか。することによって例えば人員をふやすとか減らすとかそういうのはないんですか。

中野介護長寿課長

今回の条例制定についての主な理由は、いわゆる今、御指摘があった権限移譲の件で制定をするということであります。それに基づいて、では事業所がこういった基準が変わるとかそういったものはございませんので、人員数が変わるとかそういうところは今のところ。いわゆる県がもう数年前に条例を定めていたのを市が同じような形で今回、市も同じような形でそれを制定しようということですので、その辺の基準の変更というものは今回ございません。

山田勝委員

であったらですね、この支援事業所に対しての予算とか、あるいは指定料とか、あるいは運営料とかいうのはどういう形で歳入があったり歳出があったりするんですか、その事業所ごとには。

中野介護長寿課長

今回の権限移譲によって県が行っていた事業所の指定を市が行うことになるんですけども、具体的にはどういったことが可能になるかということ、市が事業所の指定、それから指定の変更、変更の届け出の受理、報告、命令、立ち入り検査、措置命令、指定の取り消し、それから指定等の公示等でございます。お金の流れというのはこれには全く関係ございません。指定とかその措置命令が県が行っていたのを今回市が行うことができるようになるということで、事業量的には市が多くなると、市の業務が多くなるということでございます。

山田勝委員

結局、人はそこに働いているわけじゃないですか。働いている方々の給料とか何とかという分については介護保険から計数によって払われるということになるんですか。

中野介護長寿課長

その点は基準のポイントがございますので、その分は全然変わりません。お金の面では何も。

山田勝委員

阿久根市が特別に払わなくてもいいということですね。

[中野介護長寿課長「はい」と呼ぶ]

もう一つ、今、6事業所ですけどね、6事業所、あと1つ事業所が手を挙げるところがあったら、あと1つ市が認定してもいいんですか。

中野介護長寿課長

例えば1カ所、居宅支援事業を行いたいという事業所があられたときには、今まで県に指定申請をしてたのを今度は市に指定申請をしてもらうという手続になります。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ、議案第18号について審査を一時中止いたします。

◎議案第19号 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に議案第19号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案書は27ページになります。議案第19号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

介護保険サービスの新たなサービス形態として、高齢者と障がい児・障がい者が共に利用できる共生型サービスの創設を規定した指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が平成30年1月18日に公布され、平成30年4月1日から同サービスの提供が可能となることに伴い、本市が指導権限等を有する地域密着型サービスの事業の運営基準等を定める条例について改正する必要があるものです。

条例の主な内容は、第3条において指定地域密着型サービス基準は今回の共生型サービスの創設を盛り込んだ平成18年厚生労働省令第34号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に準ずることとし、第4条では記録の保存年限については介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効の5年間に準じて5年間とするものです。あわせて、既に市条例に規定されている他の介護サービス事業者に対する記録の保存年限も5年間と統一されていることより条文中の整理を行おうとするものです。第5条及び第6条においても同様に、指定地域密着型介護予防サービスの基準を規定した厚生労働省令の引用を行い条文中の整理を行おうとするものです。

以上で説明を終わりますがよろしくお願いたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

例えば阿久根にこういう施設はあるんですか。今から新たにつくるんですか。

中野介護長寿課長

今回の条例ですね、ここには共生型サービスとか出てこないものですからわかりにくいかと思いますが、共生型サービスは何かということから御説明させていただきますけれども、障害福祉サービスと介護施設のサービスがあるんですけども、それが同時に使えないかということでございます。これまでは障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険サービスにある場合は、実は介護保険サービスが優先されるという介護保険優先の原則というものがあつたところなんです。そこでは障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった場合に、それまで使い慣れた障がい福祉サービス事業所を利用できなくなるというようなケースがあつて、国のほうでも見直しの意見が出されていたところなんです。そこで障がい者が65歳以上になつても使い慣れた事業所においてサービスを利用し

やすくする観点から、また同時に福祉に携わる人材の活用を図るという観点からホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどに高齢者や障がい者がともに利用できる共生型サービスの創設が図られたということです。実は市内に、この部分については障がい者サービスを提供する事業所がうちを介護保険の適用事業所にしてくださいという話をされないといけない。そこが大前提になります。そういうことからしますと、今の規模のままで共生型サービスの指定を受けられる可能性というのは市内では2カ所、あいわの里のアネックスセンター、それからデイハウスふたば折多さんがそういったサービス、手を挙げてそういった指定をされればですね、そういったことになるということです。

山田勝委員

例えば指定されればですね、例えばその施設の改善をすとか改良をすとかいう分についてもまた市は交付金を出すとか何とかするんですか。施設の改良は必要ないんですか。

中野介護長寿課長

いわゆる施設の改良とか何とかは多分必要ないと思うんですけども、障がい者がそのまま使えるようになる。介護保険のサービスというか介護保険からの支出が可能になる。いわゆる費用を介護保険財政からできるという、そこができるということ。ただそこについて、詳しく私もまだそこまで精査してないんですけども、障がい者に係る費用で受けられる費用と介護保険サービスで受けられる費用、これがどちらが優位なのかというところが事業者さんでは出てこられると思います。

山田勝委員

わかりました、大体対象になるのはふたばとアネックスですよということだけど、しかし私が言うのは例えば地域密着型のもので、小規模多機能の施設があるじゃないですか、山下、脇本、内山病院の分と今、3カ所ですか、そういうところにですね、例えば逆に介護保険じゃなくてそういう身体的な障がい者とかいう方々もひっくるめてそこでも面倒見れますよということは考えられないんですか。

鳥羽瀬地域包括支援係長

基本的には65歳以上になったら介護保険が申請できるわけですね。小規模多機能がいいですよと言われる方は介護保険を申請させてそのサービスを使えばいいんですけども、反対に障がい者の方がずっと若いときから40代とか30代とかから使われてきた方が65歳になったからといってその利用が今まで使っていたところのサービスが使えなくなるということが今、現実に出てきているんですね。だからこの方たちがやっぱり環境を変えることは厳しいので、そのまま今の事業所をできるように指定を介護保険にしましよよというところなので、すみません、回答になってるかわからないんですけども。反対のものは今、既にできているので、障がいの方がここがよかどと言えれば介護保険を申請してそこに行けばいいシステムはできてるので、反対ができないんですね。介護保険を申請してしまったから今までの福祉のサービス、事業所には行けないですよということが出てくるので、そこをちょっと決めて、

[山田勝委員「やわらかくなったということですよ」と呼ぶ]

はい。

山田勝委員

私が何でそういうことを言うかといったらですね、3つの施設を私よく知ってるんですけどね、あるいは近いからそこがいいよという人も出てくるだろうし、例えば利用者がなくてですねという場合も出てきますよね、そういう施設はですよ、できることなら病院のですね、病院とかあるいは特養とかというところのほうがいいよと言って行く人もいれ

ば、あるいはそういう人もいるのでね、人数が少なくて経営も大変だよという部分もちらっと聞かないこともないものですからね。だからそういうところにも行けるんですか。そういうところも、逆のこともあるんじゃないですかという確認をさせていただいただけです。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

昨年、一昨年でしたっけ、阿久根南部地区で募集していたのは、この地域密着型サービスのいわゆるグループホームという形ですかね。

中野介護長寿課長

第6期の高齢者福祉計画の中で計画されていたのは、いわゆる今、御指摘のあった小規模多機能施設グループホームの建設を南部地区にできないかということで前期計画では計画をしていたところだったです。

白石純一委員

それは高齢者、いわゆる今まで私たちが考えていた一般の高齢者に加えて障がい者で高齢者になられた方も今の制度で入れるという趣旨ですかね。

中野介護長寿課長

先ほど係長のほうが申しあげましたけれども、介護保険のほうは障がい者であろうと普通の高齢者であろうと資格を取ればそこは使えるというところですので、介護保険のサービス提供のところは区分けなく。ですから今、小規模多機能のほうも要件というか事業所にOKが出ればそれは大丈夫ですけれども。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第19号について審査を一時中止いたします。

◎議案第20号 阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に議案第20号、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案書は29ページになります。議案第20号、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例は、地域包括支援センターが行う事業の基本方針等について定めたものであり、同条例第4条においては地域包括支援センターに配置すべき職員の基準等として主任介護支援専門員の配置について規定しているところです。介護支援専門員は、要介護者が日常生活の状況に応じて適切なサービスを利用し自立支援を行うためのケアマネジメントを行う専門職であり、さらに主任介護支援専門員には介護支援専門員の人材育成や地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりといった役割も求められているところでもあります。このような観点から、平成28年度から主任介護支援専門員の研修制度が見直され、主任介護支援専門員研修修了証明書等に5

年間の有効期間が設けられ、更新時には同専門員更新研修の受講が義務づけられたところ
です。さらに更新制度については、実質5年間の有効期間が確保されるよう介護保険法施
行規則が改正されたところであります。

今回の条例改正においては、第4条第1項第3号において主任介護支援専門員の資格要
件として介護保険法施行規則第140条の6第1号の資格基準を適用するため、同規則
を定めた厚生労働省令を引用する規定を置いたものであります。

なお、附則において本条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

主任介護支援専門員の定義が定められたことによりとあるんですが、例えばね、阿久根
市包括支援センターの中に今、そういう職員はいらっしゃるんですか。

中野介護長寿課長

現在、2名の主任介護支援専門員がおります。

山田勝委員

例えば先ほど議案第18号でですね、指定介護支援等についての6事業所についてもや
はりこういう主任介護支援専門員というのが必要なんですか。

中野介護長寿課長

先ほどの6事業所に必ずしも主任介護支援専門員は必要ではございません。地域包括支
援センターの中にはこれは必置という形になっております。

山田勝委員

そういうことであってもね、なかなかきのうの補正予算でも話はあったんですが人数を
満たすことができないじゃないですか。そうしたときに主任介護支援専門員のライセンス
のある方、あるいはその他のケアマネージャーの方とは比較した時に違うんでしたよね、
金額が。報酬が違うんでしたよね。

中野介護長寿課長

うちの報酬のほうは違います。

山田勝委員

今ですね、介護士もなんですが、阿久根市内全体を見たときにケアマネージャーも少な
いという、ないという話も聞くんですが、例えば事業所等についてケアマネージャーのい
ないところもあるんですか。

中野介護長寿課長

必置という形にはなっていないんですけれども、主任介護支援専門員が置くように努める
というような形ですね、その方たちがいけば一番いいというような形なんですけれども、
いずれはですね、多分そういった形になってくると思います。管理者等についてはそうい
った資格を持った方が置かなければならないという方向になってくるんだと思います。そ
れで先ほど言われましたうちの介護支援専門員と主任介護支援専門員、ここの報酬の差は
2万2,100円ほど今あります。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]
なければ、議案第20号について審査を一時中止いたします。
(介護長寿課退室、水道課入室)

◎議案第22号 阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第22号、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野水道課長

議案第22号、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

市では国が示す整備条件に基づいて、平成31年度に簡易水道事業と上水道事業を統合することとしております。このことから、円滑な事業統合を目的に両事業の料金体系を統一するため条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容についてであります。条例議案等参考の23ページをごらんください。料金表の改正であります。基本料金について口径13ミリメートルは現行800円から700円に、40ミリメートルは現行1,700円から3,500円に、50ミリメートルは現行3,500円から7,000円にそれぞれ改定し、従量料金については、現行は1立方メートルにつき一律60円ですが、改正では1立方メートルにつき10立方メートルまでの分は70円、10立方メートルを超え20立方メートルまでの分は100円、20立方メートルを超える分は140円にそれぞれ改正しようとするものであります。

次に条例の施行等について申し上げます。議案書の34ページをごらんください。改正附則第1項は、この条例の施行日を平成30年7月1日とし、第2項は経過措置を定め、この条例の施行日前からの継続した使用に係る水道の料金で施行日から平成30年7月31日までの間に金額が確定されるものについては、なお従前の例によるものとしたものであります。

最後になりますが、この料金改定につきましては簡易水道事業対象地域での住民説明会を行うとともに、料金が2倍以上となる見込みの利用者には戸別訪問等を行うなどして理解を求めてきております。

また、この議案について議決をいただきましたら、条例公布後施行日までの間、料金改定について周知を行い引き続き理解をお願いしてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

牟田学委員

今、課長の説明で何方所ですかね、簡易水道のそこで説明をされた。皆さん住民の方の納得というか、それはどうですか。

中野水道課長

大多数の方が仕方がない、簡易水道で平成17年から事業を行っているんですが、それなりに投資もしているということでは仕方がないのかなというふうな意見が大半でした。

白石純一委員

本会議でたしか13ミリメートルの方が90%近くというふうには伺いましたが、今、料金が2倍になる方もいらっしゃる、2倍ぐらいになる方もいらっしゃるということでしたけれども、何件ぐらい、その方はやっぱり事業者でしょうかね。で何件ぐらいあられるんでしょうか。

中野水道課長

もうちょっと詳細でよろしいですかね。使用件数が3,697件中、まず756件は簡易水道地区消防団等が400件、及び水道料金が1.5倍になる317件、それと2倍以上が39件になります。

[白石純一委員「2倍以上が39件ですね」と呼ぶ]

白石純一委員

39件の方は事業者が多いんですかね。

中野水道課長

大体、ちょっと待ってください、詳細を。まず13ミリでは6件で個人さんになります。それから20ミリでは8件になります。25ミリでは1件になります。それから30ミリ、これは大川道の駅が1件です。それから40ミリが9件になります。それから50ミリは2件になります。学校とか小学校、中学校、それから事業者としては福祉関係ですね、そういうのが水道が多くなるという感じになります。

仮屋園一徳委員長

いいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第22号について審査を一時中止いたします。

(水道課退室)

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 12:04～12:05)

(福祉課入室)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

山元福祉課長

先ほど子ども医療費助成の関係で山田委員、濱崎委員のほうから御質問のございました医療費の自動償還払いの対象者の拡充の部分につきまして補足して御説明のほうをさせていただきたいと思えます。このことにつきまして、県のほうにも確認をしたんですけれども、1点目といたしまして、この医療費助成の部分につきまして独自償還払いの対象を小学生以上に広げること、

[「独自償還払いって、どっち」と呼ぶ者あり]

窓口で一旦負担するというのをなくして、窓口負担なしでお支払いするという形になります。これにつきましては、市が独自の条例を制定して実施をすることは可能ということでありまして、ただしですね、このことについては県のほうで昨年10月に説明会が、この新たな医療費助成制度の説明会におきましても、このことについて質問がなされておしま

して市町村において現物給付の対象を小学生以上に広げた場合、県からの補助は維持されるかということで質問が出されておまして、これについての県からの回答といたしましては市町村が、今は非課税世帯の未就学児が対象になってるんですけども、これを市町村が独自に対象者を課税世帯にまで拡大した場合、県の乳幼児医療助成により受けている助成が補助対象外になるということで、現在2分の1の助成を受けてるんですが、これが課税対象まで拡大すると補助対象外になるという回答が出されています。

それともう1点は、子ども医療費助成に係る国保の減額調整措置につきまして国の方針が示されております。これにつきましては、地方公共団体が独自に行う子ども医療費に係る国民健康保険の減額調整措置について、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から平成30年度より未就学児までを対象とする医療費助成については国保の減額調整措置を行わないこととするということが示されているんですが、これによりますとまだ依然として小学生以上については国保の減額調整措置についての部分がまだ触れられていないというような状況でございます。これらもございまして、県の市長会におきましても乳幼児医療費助成補助制度の拡充につきまして乳幼児だけではなく義務教育終了前、中学3年生までの児童・生徒全てを対象に、所得にかかわらず医療費の負担軽減を図る方策を検討することとして要望が、29年度の市長会においてもなされているところでございます。

以上です。

仮屋園一徳委員長

ただいま、議案第12号について補足説明がありました但委員の皆さんから御意見はありませんか。

中面幸人委員

今、課長の説明をお聞きしましたけれども、県の指導としては30年の10月までというのは、あくまでも未就学児、小学生以下ということですよ。

山元福祉課長

非課税世帯の未就学児に限るという形です。

中面幸人委員

非課税世帯で小学生以下、未就学児ということで小学校から上はないわけですね。

山元福祉課長

委員のおっしゃるとおりです。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第12号について審査を一時中止します。

(福祉課退室)

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 12:10～13:07)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課への質疑が終わりましたが、現地調査について委員の意見を伺います。

〔「要らないと思います」と呼ぶ者あり〕

それでは、現地調査は行わないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めそのように決しました。

◎議案第 1 2 号 阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第 1 2 号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第 1 2 号、阿久根市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第 1 4 号 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第 1 4 号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第 1 4 号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 4 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第 1 5 号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第 1 5 号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第15号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第16号 阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第16号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第16号、阿久根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第17号 阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第17号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第17号、阿久根市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第18号 阿久根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第18号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第18号、阿久根市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第19号 阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第19号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第19号、阿久根市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第20号 阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第20号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第20号、阿久根市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第22号 阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは議案第22号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結いたします。

これより議案第22号、阿久根市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は全て議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、本委員会の審査内容等の報告を5月発行予定の市議会だよりに掲載予定であります。この内容について委員の皆さんから何か御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の審査内容等の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

◎所管事務調査について

仮屋園一徳委員長

次に、本委員会の所管事務調査を議題といたします。
協議のため暫時休憩いたします。

(休憩 13:15～13:26)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。
所管事務調査について皆さんの御意見を伺いたいと思います。
まず集落営農等の農業振興策について御意見を伺います。

中面幸人委員

この集落営農についてはですね、今の委員会の前から取り組んでいる調査でありまして、また視察もやったりしまして、あれからやはり国の制度なんかで中間管理機構とかああい
うので大分農業振興に対しての取り組み方が変わってきておりまして、その辺あたりを
ですね、もう1回ですね、所管課を呼んでですね、阿久根市以外の、市外からの担い手であ
ったり大規模農家の方がですね、阿久根市のそういう田んぼ、畑等を有効活用しようとい
うのも見えてきておりますので、全体的に阿久根市の行政がですよ、所管課がどのような
今後、方向性というかですね、考えて見据えているのかということも1回ここで所管課に説
明してもらってですね、それからいろいろ検討する必要があるんじゃないかなど。大分
もう所管調査を始めて期間もしておりますので、1回それは必要かなと思っておりますの
で、1回所管課と話し合いをしてみたいと思っておりますがどうでしょうか。

仮屋園一徳委員長

所管課を呼んで意見を聞きたいということですが、そういうことでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは、集落営農等の農業振興策についてはそのように進めていきたいと思っておりますが、
ほかに御意見はありませんか。

野畑直委員

ツバキの調査結果を踏まえた所管課との協議ということで、苗の調達についても、そし
てまた市内でまとまった植栽をする候補地がないか等を所管課と意見交換会をしたいと思
いますのでよろしくお願いします。

仮屋園一徳委員長

はい、わかりました。

では、集落営農等の農業振興策については集落営農及びツバキの調査結果を踏まえ、所
管課を呼んで意見を聞きたいと思います。

次に、海を活用した観光行政について委員の皆さんの御意見を伺います。

牟田学委員

グラスボートの件に関しては事業主さんの考え方を聞いたところでありますが、行政側
の考え方といいますか、ちょっとずれがあるなあという思いがありますので、所管課を呼
んでもう1回話を聞いてみたいというのがありますので所管課を呼んでください。

仮屋園一徳委員長

今、海を活用した観光行政については、その後の経過等を踏まえて所管課を呼んで意見
を聞きたいということですが、ほかに御意見はありませんか。

白石純一委員

実際に運行しているところの現地視察も上げておりましたがなかなかタイミング的には難しいんですが、これから気候もよくなって、年度内には難しいかもしれませんが近隣では牛深でもやっておりますのでぜひ現地視察もしてみたいと思います。

仮屋園一徳委員長

今、意見がありました現地視察については継続して調査を行うということによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは次に、道の駅等の活性化について御意見を伺います。

山田勝委員

道の駅はですね、今もう非常にこの前、出店業者の方々との話し合いの中ではですね、一部動いている状況の中でですね、その後、私、商工観光課長とも話をしたんですけども、まだどうするかという方向は決まっていなただけでもという話でしたよ。だからやはり出店業者を大事にせないかんで出店業者の考え方というのをやはり商工観光課に伝えないかんのじゃないかという気がするんですよね。もう一遍だから商工観光課との話し合いをしたほうがいいという気がします。

仮屋園一徳委員長

それでは、道の駅等の活性化については前回、意見交換会を行いましたのでその意見等について商工観光課と意見交換をしたいということですので、そのように進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

牟田学委員

今の件でですね、先ほど出店業者さんと話をした中で出店したところの撤去とかいろいろ話がありましたよね。それは今月いっぱいとかいう話がありました。そういった中でやはり商工観光課との意見交換はちょっと早めにしてもらったほうがいいのかなというふうに思います。

仮屋園一徳委員長

それについてはですね、2月いっぱいというのもありましたのでこちらのほうで事務局と確認をしました。内容についてはそれなりに聞いたんですが、その時期を過ぎてもどうにもならないと、前もってしてもどうにもならないというような内容でしたので、できれば今議会の中で当初予算の後の委員会等でできないかなと今、検討してますので、皆さん方がここで商工観光課の意見を聞きたいということであれば早めに設けていきたいと思います。そういったことによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

山田勝委員

あなた方はそういうけど、今定例会の中でですね、予算の中では産業厚生委員会が何かするということはないんですよね。予算委員会で全部終わりますから、予算は。

[「その後でという意味やったどが」と呼ぶ者あり]

その後でまた別に、新たにですね。

仮屋園一徳委員長

はい、後でということですよ。何でかと言いますと、向こうが予算まで終わらないとちょっと対応ができないということなんですよ、観光課のほう。そういうことで御理解ください。

そのほか、委員から何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 13時34分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳